

第4章

技術発展とコンピュータ ソフトウェアの保護

はじめに

1. WIPO モデル規定におけるソフトウェアの定義

1971年、世界知的所有権機構 (WIPO) は、コンピュータ・ソフトウェアに関する情報に対する発展途上国のアクセスを容易にすることを念頭においた国際的な取決めを実現する可能性と、コンピュータ・プログラムの法的保護とについて検討することを国連から要請された⁽¹⁾。それに応じて WIPO 国際局がコンピュータ・プログラムの保護に関する非政府系専門家諮問グループの助言を受けながら6年間の作業を行なった結果として77年にまとめられたのが「コンピュータ・ソフトウェアの保護に関するモデル規定 (The Model Provisions on the Protection of Computer Software)」である⁽²⁾。このモデル法は、ソフトウェアの基礎となる「概念 (concepts)」には保護が及ばないものとする (第4条) など、著作権法の発想を基盤としている。しかし、「使用権」を認める点 (第5条4～6号)、また保護期間を最初に使用した時または最初に販売、リースもしくはライセンスした時から20年、最長でも創作から25年とする点 (第7条) などの修正が加えられている⁽³⁾。このモデル規定を採用した国はまだないものの、その「コンピュータ・ソフトウェア」に

関する定義は一般に受け入れられている。その定義によれば「コンピュータソフトウェア」は以下の3種を含むものとされる(同規定第1条)。

- (イ)機械読み取り可能な媒体に組み込まれると、情報処理能力を有する機械に特定の機能、任務または成果を表示させ、実行させ、または遂行させることのできる一組の指令である「コンピュータ・プログラム」、
- (ロ)対応するコンピュータ・プログラムを構成する一連の指令を決定できるほど詳細な、言語、図表その他の形式による完全な手続的表示である「プログラム記述」、および
- (ハ)上記2種以外の資料であって問題の記述やユーザー・インストラクションのように当該コンピュータ・プログラムの理解と応用を助けるために作成された「補助資料」。

これに対して、日本法が著作物の例示としてあげているのは、「プログラムの著作物」(著作権法§10I⑨)であって「コンピュータ・ソフトウェア」ではない。これは、「コンピュータ・ソフトウェア」という概念はハードウェアとの対比でとらえるには有益であっても、ソフトウェアの中で法的に明確にする必要が最も大きいのはプログラムであると考えられたためであろう。ソフトウェアに含まれるプログラム以外の資料については、著作権法上言語の著作物または図表の著作物などに当たることに特に疑問はないからである。韓国、台湾およびシンガポールも「コンピュータ・プログラム」を保護客体としている。香港については、そこで適用されるイギリス法は「1985年著作権(コンピュータ・ソフトウェア)改正法」という名称であるが、その具体的な保護客体は「コンピュータ・プログラム」とされている。そこで本章でも、コンピュータ・ソフトウェアの保護について、コンピュータ・プログラムを中心として検討することにする。

2. ソフトウェア保護への国際的な動きとその背景

1960年代まで、コンピュータ・ソフトウェアはコンピュータの「おまけ」

にすぎなかった。ハードウェアの販売に不可欠なサービスとして、ハードウェアの一部と考えられていたのである。しかし、経済取引の国際化と情報化社会の進展に伴い、ソフトウェアの社会的重要性は飛躍的に増大した。また、ハードウェアについては生産性向上によるコストダウンが期待できるが、高度な機能を備えた複雑なハードウェアを動かすためのソフトウェアにはますます巨額な開発投資が必要なため⁽⁴⁾、ソフトウェアの経済的重要性も大きく増大した。ところが80年代に入ると、急激な技術発展によってコピー技術も急速に発展したため、膨大な資金と労力を投入して開発されたソフトウェアでも簡単にコピーできるようになった。そうなると、ソフトウェア開発者の権利の確保が重要な問題となる。開発者の権利が確保されなければソフトウェア開発の進展は望めない。それでは産業と文化の発展を阻害し、情報化社会への世界の動きに逆行することになってしまう。ソフトウェア保護はこうしてだいに大きな関心を集めるようになった。

それでも1980年当時、コンピュータ・ソフトウェアに法的保護を与えていた国は、フィリピン(72年)、ブルガリア(79年)およびアメリカ(80年)の3カ国にすぎなかった⁽⁵⁾。しかし、83年にハンガリー、84年にオーストラリア、85年に日本、西ドイツ、フランス、台湾、イギリスおよびインド、86年に韓国、87年にシンガポールおよびスペインと、相次いで著作権法改正によるソフトウェア保護法制が導入された。

コンピュータ・ソフトウェアについては著作権法の他にも、特許法⁽⁶⁾、商標法、不正競争防止法、契約法など種々の保護形態が可能である。しかも著作権法による保護には、著作者人格権の扱い、リバース・エンジニアリングへの対応、および保護期間が長すぎるのではないかといった問題点がある。それにもかかわらず著作権法による保護が世界的な趨勢となった主な理由は、(イ)工業所有権では審査要件があり、巨額の投資をしても、例えば新規性がないという理由で特許適格を否定される可能性があるのに対して、著作権ではプログラムをアイデアの表現と把握することによって創作時に権利の発生を認めることができ、保護に厚いといえることと、(ロ)ソフトウェア特有の保護

(*sui generis protection*) 法制を採用するより著作権法を利用するほうが、既存の法理を使えるので迅速に法を整備できること、そして著作権法は図面のような技術的性格の著作物にも保護を及ぼしており柔軟性があること⁽⁷⁾、にある。こうした世界の趨勢から、本章でも著作権法を中心として検討する。

このように1980年代に入ってから各国でソフトウェア保護法制が急速に整備されてきた背景には、当然、コンピュータの分野でのめざましい技術発展とパーソナル・コンピュータをも含めたコンピュータの急速な普及という要因がある。しかし、法整備に拍車をかけたのは、85年のアメリカの純債務国への転落であった。その頃からアメリカが、産業空洞化で弱体化した輸出を知的所有権の保護強化による輸出増とロイヤルティ収入の増大で補おうとして、諸国に市場開放と知的所有権保護を強力に求めるようになったからである。世界のソフトウェア市場の約70%を支配しているといわれるアメリカ⁽⁸⁾にとっては、ソフトウェアの保護は国益に関わる問題である。ソフトウェアの不正コピーを取り締まることによって自国の輸出増大をはかろうと考えるからである⁽⁹⁾。こうして、コンピュータ・ソフトウェアの保護を含む知的所有権の保護の問題が通商問題と密接に関連するものとして論じられるようになり、GATT のウルグアイ・ラウンドでも知的所有権の問題が取り上げられるにいたっている。

3. アジア NIEs の状況

一方、アジア諸国とりわけアジア NIEs には、コンピュータ・ソフトウェアを含むコピー商品が大量に出回っていた。不正コピーという商品の性質上、各市場での販売状況に関する正確な数字を明らかにした調査は見当たらないが、韓国の梨泰院(イテウォン)地区、香港のゴールドデン・ショッピング・アーケード、またシンガポールでも、ソフトウェア保護法制の導入後でさえ、ソフトウェアの不法コピーは数多いという。例えば、香港では1988年2月からソフトウェア保護法制が実施されたが、87年11月にワシントンD.C.でマ

マイクロソフト、アシュトン・テイト、ロータス他の会社によって結成されたビジネス・ソフトウェア協会 (Business Software Association) は、88年11月までに香港だけで2万本以上の海賊版コピー (価格にして25万ドル相当) を差し押さえたが、アメリカで300ドル以上のソフトウェアが香港では10ドルで販売されていた⁽¹⁰⁾。また、85年に全米出版業者協会 (Association of American Publishers) が作成した報告書によると、台湾では、アメリカのベストセラー商品で販売価格350ドル程度のソフトウェアが3.50ドルで販売され、偽アップル (“パインアップル”) ・コンピュータ1台に5本とか10本のおまけとしてつけられていたことも多かったという⁽¹¹⁾。さらに、同年の国際知的所有権同盟 (International Intellectual Property Alliance) の調査によると、アメリカのソフトウェア業界は、海賊版ソフトウェアのために韓国とシンガポールで各々2000万ドル、台湾では3400万ドルの年間売上を喪失したとされる⁽¹²⁾。こうしたことからアメリカはソフトウェア業界の圧力を背景としてアジアNIEsの各々に対してコンピュータ・ソフトウェアの法的保護の整備を強力に求めるようになった。これがアジアNIEsの各国・地域において85年以降次々と行なわれた法整備に拍車をかけたことは確かである。

しかし、海賊版の氾濫に対する外圧だけがアジアNIEsにおけるソフトウェア保護法の急速な整備の理由だったと考えるのは一面的にすぎよう。アジアNIEsの各国・地域の経済力は急成長しており、コピー商品を使いこなすだけの技術力と需要があった。その急成長を支え、さらに技術力も伸ばして世界の新興経済勢力として大きく成長していくための戦略として、アジアNIEs 諸国・地域、特に韓国、台湾、シンガポールはいずれも情報産業の強力な育成という政策を選択したのである。その政策を実現するためには、情報産業における各種の権利を確保する法制度の存在が不可欠であった。このようにアジアNIEs 各国・地域自体の内在的な意思が、ソフトウェア保護法整備の大きな原動力となっていたと考えられるのである。

それでは、これら3カ国はソフトウェア産業を含む情報産業の育成について具体的にはどのような施策を講じたのであろうか。以下にその概要を紹介

しておこう。

韓国はすでに1969年に「電子工業振興法」を制定し、87年12月4日には「ソフトウェア開発促進法」を制定した(法3984号, 88年7月1日施行)。ソフトウェア輸出額が84年の390万ドルから88年の740万ドルと年平均成長率が10.8%⁽¹³⁾なのに対して、輸入額は84年の1190万ドルから88年の3480万ドルへと年平均約31%で伸びており、まだ対外競争力に弱さがある⁽¹⁴⁾とはいえ、プログラム登録制度が開始された87年9月から88年12月まで16カ月間に登録されたプログラムは987件⁽¹⁵⁾と着実に伸びている。そして89年にはソフトウェア開発促進法が本格的に始動し、短期的には地方工業団地別ソフトウェア企業団地の造成、債務保証事業の活性化、ソフトウェア開発資金融資制度、流通促進事業の急速な展開、長期的には情報産業大学の設立といった施策の必要性が指摘されている⁽¹⁶⁾。

台湾は1979年に「電腦(コンピュータ)工業技術發展計画」を作成した⁽¹⁷⁾。また80年には情報産業を戦略産業と位置づけ、89年までの10年計画を発表した⁽¹⁸⁾。同計画は融資・補助金の提供によるR&Dの促進、技術者の養成、コンピュータ産業に対する税制上の優遇措置などを中心として、情報産業の輸出産業への成長を目指すものである。そして82年9月にはソフトウェア工業補導要点(經濟部経(71)工字1007号函公告)を定めて、行政院のソフトウェア工業發展振興政策に従い經濟部が同要点によってソフトウェア産業の育成をはかることとした。台湾のソフトウェア生産は、同計画を背景として、83年の3000万ドル弱から87年の1億5000万ドルへと年平均32%の成長率を示している。またソフトウェアの輸出額は86年に700万ドルとなり、同年のソフトウェア輸入額310万ドルを上回った⁽¹⁹⁾。さらに86年には戦略性工業の適用範囲(行政院台(75)經字第281号令改正)の情報電子工業中の(6)にコンピュータ・ソフトウェアを加え、投資奨励条例第41条2項の適用を受けるものとした。

シンガポールは、ソフトウェア産業振興のため1981年9月に大蔵省の下にコンピュータ庁(National Computer Board)を創設し⁽²⁰⁾、86年には同庁を中

心としてシンガポールを情報技術の開発と輸出のための国際センターとし、同時に情報技術の活用によって経済各部門の競争力を増強することを目的として「最大限の奨励措置をとる」大規模な国家情報技術計画が開始された⁽²¹⁾。同計画は情報技術全体の発展を目指すものであり、情報技術産業の確立、情報技術の経済全体への応用、情報通信インフラストラクチャーの維持、人材育成などを目標の柱としている。具体的には、例えばコンピュータ・ハードウェアの購入について1年で減価償却することが認められ、コンピュータ化のための補助金・低利融資がある。80年から86年までに大型・中型のコンピュータ台数が8倍以上に増えたという⁽²²⁾。またソフトウェアの年間売上は80年の1600万シンガポール・ドルから87年には2億4500万シンガポール・ドルへと飛躍的に増加している⁽²³⁾。

一方、香港政庁は1989年4月に特許、商標、著作権、IC回路パターンなどを総合的に取り扱う、知的所有権保護のための新機関を設立すると伝えられている⁽²⁴⁾。

このように、アジア NIEs 各国・地域はそれぞれ情報産業の強化のためにさまざまな施策を実行している。このことから、アジア NIEs が1985年以降著作権法改正によって相次いでソフトウェア保護法制が整備してきた最大の理由は、アメリカなどからの外圧というよりも、むしろ各国・地域の情報立国への意欲であったと考えられる。本章は、以上のような視点に立って、アジア NIEs におけるソフトウェア保護法制について、コンピュータ・ソフトウェア保護に関する法の国際的な調和を念頭におきつつ、著作権法を中心に比較検討しようとするものである。

I コンピュータ・ソフトウェア保護の国際的枠組み

ソフトウェアにおける知的所有権は、国際条約および二国間条約によって国際的に保護される。著作権に関する主な多国間条約としては、ベルヌ条約

(Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works, 1886年締結, 1985年7月現在76カ国加入) と, 万国著作権条約 (Universal Copyright Convention, 52年締結, 85年7月現在78カ国加入) とがあるが, そのいずれにもコンピュータ・ソフトウェアないしはコンピュータ・プログラムについての明示規定はない。しかし現行規定の下でも, “literary works (文学的著作物)” (ベルヌ条約 § 2 I) または “scientific works (学術的著作物)” (万国著作権条約 § 1) として, それらを保護できるものと考えられており, その点を明確にするための確認規定を条約中に設けることが提案されている⁽²⁵⁾。そこで, これらの条約に加入していれば, 加入国の国民でコンピュータ・ソフトウェアの著作権を有する者は, それぞれの条約の規定に従い, 他の加入国において内国民待遇を受けられることになる。特に, 著作権の成立について方式主義をとる国々と無方式主義をとるベルヌ同盟加盟諸国との間の架橋を意図して結ばれた万国著作権条約よりも, ベルヌ条約のほうが規定も広範で充実しており, また88年にアメリカも同条約に加入したことから, ベルヌ条約の重要性が一段と増している。

しかし, アジア NIEs の中で多国間条約による保護が可能なのは, 1987年に万国著作権条約に加入した韓国のみである。アメリカなどとの間で二国間協定を結んでいる例が多い。これらの点はプログラム著作権の権利主体に関する部分で述べる。

II アジア NIEs におけるソフトウェア保護の法整備状況

1. 韓国

韓国では, 1987年7月1日に改正著作権法を施行してコンピュータ・プログラム著作物を著作物の例示に加え (§ 4 I ⑨), その定義規定を設けた (§ 2 ⑫) 上で, コンピュータ・プログラム著作物の保護に必要な事項を別の法律

で定める (§4II) こととした。その著作権法特別法が、同日施行された「コンピュータ・プログラム保護法(86年第3920号)」であり、これについて「コンピュータ・プログラム保護法施行令(87年7月24日施行, 大統領令12218号)」および「コンピュータ・プログラム保護法施行規則(87年8月25日施行, 第328号)」が定められた。以下, 特に「施行令」または「施行規則」と記載しないかぎり, 引用条文はコンピュータ・プログラム保護法のものである。

コンピュータ・プログラム保護法(以下「保護法」とする)は, その第1条で「コンピュータ・プログラムの著作物……の著作権者の権利を保護し, プログラムの公正な利用を図り, もってプログラムに関連する産業および技術を振興することによって, 国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」旨を明らかにしている。この規定を, 例えば日本の著作権法が「……もって文化の発展に寄与することを目的とする (§1)」と規定していることと比較すると, 同保護法がプログラムの産業的価値を重視していることが分かる。また保護法は, プログラム著作権の保護, プログラムの利用と流通促進等の政策上, 法解釈上および技術上の諸問題を審議するための「プログラム審議委員会」の設置を定め, その委員は科学技術処長官と文化広報部長官の協議で委嘱することとし (§29), その詳細は保護法施行令に定めている(施行令 §24-31)。

2. 台湾

台湾は, 1985年7月10日に, 1928年制定の著作権法に対する改正法を公布し同日施行した (§52)。この改正法では, コンピュータ・プログラムについて, その著作物性を認めて (§4I⑭) その定義 (§3⑰) を設け, コンピュータ・プログラムの著作権の存続期間を編集著作物や映画の著作物と同様(30年)とするなどの整備が行なわれた。さらに, 内政部 (Ministry of Interior) が著作権登録の手續に関する施行細則を定めている (86年6月16日施行)。

コンピュータ・プログラムの著作物性は, 旧法下でも「文字著作物」とし

で認められていた。行政院が1980年にその旨の保護指令（行政院解釈第9599号）を出していたからである⁽²⁶⁾。そこで旧法下でも米国アップル社が、この解釈に基づいて同社のコンピュータ・プログラムの著作権侵害に対して訴訟を提起している⁽²⁷⁾。これは台湾における初めての著作権侵害刑事事件であった⁽²⁸⁾。同事件に対する85年6月6日の最高裁判決は、82年に同社の“Apple II”ソフトウェアを全面的にコピーしたソフトウェアのための“ApoloII”コンピュータ（“Apple II”の模造機）を展示販売した上告人らに対し、コンピュータ・ソフトウェアは著作物に該当しないとの抗弁をしりぞけ、ソフトウェアはコンピュータ機器の操作を通じて表現・伝達する点で通常の書籍や文章とは異なるが符号・文字による著作物の一種であることは主務官庁たる内政部がすでに認めており、かつ本件真正ソフトウェアは著作権登録も受けている、として著作権侵害を認めている⁽²⁹⁾。したがって、コンピュータ・プログラムの著作物性についての改正法の規定は確認的な性質のものといえる。

3. シンガポール

シンガポールは、それまで同国に適用されていた1911年イギリス著作権法にかわる新たな著作権法を87年2月14日に制定し、同年4月10日に施行⁽³⁰⁾した。従来のイギリス著作権法ではコンピュータ・プログラムが明示的には保護されていなかったのを改めて、新法ではコンピュータ・プログラムの定義（§7(1)）をおくとともに、“literary work（言語の著作物）”に含まれるものとし（§7(1)）、バックアップ・コピーの扱い（§39）などについての規定をおいた。

従来適用されていた1911年イギリス著作権法およびそれに関する枢密院令は、56年の同法改正に当たっても、改正前に同法が適用されていたシンガポールなどイギリス以外の国においては、引き続き旧法の適用があるものとされていた（56年イギリス著作権法第7付則§41）。そこで、現在ではベルヌ条約

にも万国著作権条約にも加入せず、外国人に対しては二国間条約によるのみ保護を与えているシンガポールも、今回独自の87年著作権法が施行されるまでは、1911年法の下での1933年著作権（ローマ条約）令により、ベルヌ条約の1928年ローマ改正およびそれ以前に同条約に加入した国で最初に発行された著作物、またはそういった国々の国民もしくは居住者の著作物に対しては、著作権保護を及ぼしていた。そのような外国としては、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、日本、台湾、リヒテンシュタインおよびタイがある⁽³¹⁾。

4. 香港

香港では、1987年の枢密院令⁽³²⁾によりイギリスの85年著作権（コンピュータ・ソフトウェア）改正法が88年2月1日から適用されている。コンピュータ・ソフトウェアは、この改正前の56年イギリス著作権法⁽³³⁾の下でも、“literary work”として保護が可能とされていた⁽³⁴⁾。ただし、イギリスのコンピュータ・ソフトウェア改正法の香港での適用以前は、56年法に明示規定がないことを理由としてコンピュータ・ソフトウェアには著作権法の保護が及ばないとする主張があった。82年の香港高等法院での *Atari v. Video Technology* 事件 (H. K. H. C., Nos. 5980, 5984 of 1982, Aug. 23, 1982) においては、パックマン・ゲームのコンピュータ・プログラムについての著作権侵害を理由とする中間的差止命令が認められたが、香港控訴院でソフトウェアに対する著作権保護の存在に疑義があることを理由の一部としてこの高等法院判断が破棄され (H. K. C. A., Nos. 117-118 of 1982, Oct. 6, 1982), その後本案審理に進まなかったため、コンピュータ・プログラムに著作権保護が及ぶかどうかについては依然として争いが残ることになった。しかし87年に *R. (Regina) v. Chan Hing Ching* (Vol. 9 I. P. R. p. 225, North Kowloon Magistrate's Court) という刑事事件における下級審判決ではコンピュータ・プログラムの著作権が認められ、その侵害があったと認められた。88年における香港

への85年法の導入は、ソフトウェアの保護を明文化することによって、このような状況に終止符を打ったのである。

ただし、この1985年法の適用は暫定的なものである。84年の中英共同宣言に基づき97年に香港が中国に返還された後に特別行政地域 (Special Administrative Region) としての香港に適用されるべき基本法の起草作業が続いているが⁽³⁵⁾、その基本法の下でその後50年間存続を保障されることになる香港独自の著作権法の制定のために、香港法改革委員会の著作権小委員会で著作権法の見直しが行なわれており、89年末までにはその報告書が作成される予定である⁽³⁶⁾。そしてその内容は、88年イギリス著作権法を範として、それに香港の立法評議会 (Legislative Council) による現行条令 (ordinance) を加味したものになると予想されている⁽³⁷⁾。

III アジア NIEs のコンピュータ・ソフトウェア保護法制比較

1. 権利の客体

いずれもコンピュータ・プログラムを権利の客体としており、香港以外は、繁簡の差はあるが実質的に WIPO の定義に沿った内容となっている。

(1) 韓国では、著作権法第2条第12号において、コンピュータ・プログラムについて「特定の結果を得るためにコンピュータ等情報処理能力を有する装置において直接または間接に使用される、一連の指示および命令の形式で表現されたもの」と定義し、同法の特別法としてのコンピュータ・プログラム保護法 (以下「保護法」とする) 第2条1項にも同じ定義をおいている。そして、著作権法第4条の著作物の例示にコンピュータ・プログラムの著作物を加えている (§4I⑨)。

しかし、保護法はその施行日 (1987年7月1日) 前に創作されたプログラム

には及ばないものとされている（付則②）ので、既存のプログラムは保護されない。

また、日本の著作権法とほぼ同様に、プログラム著作権はプログラム言語、規約および解法には及ばないものとされている（§4）。

(2) 台湾は、コンピュータ・プログラムの著作物について「コンピュータに直接または間接に一定の結果をもたらす目的で組み合わせられた指令をいう」と定義し（著作権法§3⑨）、著作物の列挙に含めている（§4I④）。この定義は、コンピュータ・プログラムは文字著作物の一種であるから著作権による保護が認められる、とする前述の1980年の行政院解釈第9599号を法文化したものである。

(3) シンガポールは、新著作権法第27条でオリジナルの文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物について著作権が存在することを認める。そして第7条において「コンピュータ・プログラムまたは複数のコンピュータ・プログラムを編集したもの」は“literary work”に含まれるとし、さらに同条でコンピュータ・プログラムを「情報処理能力を有する装置に、直接または(a)別の言語、コードないし記号への転換、もしくは(b)異なる資料形式における複製、の両方もしくは一方を経た後に、ある特定の機能を果たさせることを目的とする、(関連情報が付されていると否にかかわらず)何らかの言語、コードもしくは記号による一組の指令を表現したもの」と定義している。

ただし著作物が(a)未発行の場合には、その著作者が「適格者」即ちシンガポールの市民または居住者であることを要し（§27(1)(a), (4)）、(b)既発行の場合にはシンガポールで最初に発行されたものであるか（この「最初の発行」にはシンガポール以外の国での最初の発行後30日以内にシンガポールで発行した場合を含む。§24(5)）、その著作者が最初の発行時に適格者だったことを要する（§27(2)）。

新著作権法の施行日（1987年4月10日）前に創作されたプログラムに対しては、“literary work”に対する1911年法に基づく著作権の保護が及び（§

239(1)), この場合にはシンガポール以外の国での最初の発行から14日以内にシンガポールで発行したものを含む (§ 209(1)) が、施行日前における行為については同法に基づく著作権に対する権利侵害とはみなされないものとしている (§ 236(2))。したがって、侵害訴訟が提起できるのは施行日後における侵害行為に対してのみである。

(4) 香港では、前述のようにイギリスの1985年著作権(コンピュータ・ソフトウェア)改正法により、コンピュータ・プログラムにも明示的に著作権による保護が及ぶようになった。しかし、コンピュータ・プログラム自体についての定義はおかれていない。そこで、何をコンピュータ・プログラムとするかは具体的な事件についての判例の蓄積を待つ必要がある。また、同改正法はその第1条(1)において「1956年著作権法は(本法施行日前に作成されたものを含め)コンピュータ・プログラムに対しても、文学的著作物に対して適用されるのと同様に適用され……る。」と規定しており、法文上は“literary work”に関する規定を準用する形式になっている。この点、イギリスでは88年11月制定の著作権、意匠および特許法⁽³⁸⁾第3条1項において、“literary work”を「書かれ、話され、または歌われる著作物であって演劇または音楽の著作物に当たらないもの。従って……(b)コンピュータ・プログラム……を含む。」と規定し、プログラムが“a literary work”として著作権法の適用対象になることを明らかにしている。

2. 権利の主体

ここでは、著作者、職務著作、共同著作者および外国人著作者に関する規定について比較する。

(1) 韓 国

プログラムの著作者については「プログラムを創作した者をいう。」との定

義がおかれている（§2②）。また、第6条1項にプログラム作者の推定規定があり、「原プログラムもしくはその複製において、または当該プログラムの公表の際に、自己の名称（以下“実名”とする）または周知のペン・ネーム、略称等（以下“変名”とする）が、プログラムの著作者として一般的な態様で表示されている者は、当該プログラムの著作者と推定される。」と定める。これは日本の著作権法第14条1項にほぼ相当する。しかし、同条第2項では「前項の規定に基づくプログラム著作者の表示が存在しないプログラムの場合には、当該プログラムを公表または発行した者がその著作権を有するものと推定する。」としており、著作権者についての推定規定となっている。

職務著作の場合については、保護法第7条が「国家、法人、団体またはその他の使用者（以下本条では“法人等”とする）の企画に基づき、その法人等の業務に従事する者が職務上創作するプログラムで、その法人等の名義の下に公表されるものの著作者は、契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする」と規定しており、原則として法人等の使用者が「著作者」となるものとされる。この規定は「法人名義での公表」も条件とする点で、プログラムの職務著作に関する日本法上の規定（§15Ⅱ）とは異なる。

共同著作物としてのプログラムについては、第15条1項で、2人以上が共同で創作し、各自の寄与部分を分離して利用できないプログラムを「共同著作プログラム」とし、その著作権は共同著作者の共有とし、各自の共有持分は共同著作者間に特約のない限り均等とみなすものとし、第2項に日本法第65条とほぼ同様の定めをおいて、共同著作者全員の合意によってのみその権利行使をなすものとしている。さらに、共有者が相続人なくして死亡した場合またはその持分を放棄した場合には、当該持分は他の共同著作者に対して各持分比率に従って配分される旨の規定がおかれている（§15Ⅲ）。

外国人の著作物に対しては、第1に韓国が1987年10月1日に加入した万国著作権条約³⁹⁾を通じて保護が与えられる。したがって、同日以後は万国著作権条約の加入国である日本の国民が創作したプログラムに対しても著作権の保護が及ぶことになる。第2に、韓国内に主たる事務所を有する外国法人

の創作したプログラム、および韓国で最初に発行されたプログラム、または外国での最初の発行後30日以内に韓国で発行されたプログラムに対して保護が認められている (§3II)。ただし、これらの保護は相互主義によって制限される場合がある (§3III)。他方、韓国が二国間条約(米韓通商協定)を締結しているアメリカに対しては、同協定により、保護不遡及の原則(付則②)に対する例外として、77年以後にアメリカ市民が創作したプログラムについて行政指導による保護を与えている⁽⁴⁰⁾。

外国人のプログラムについての利害関係者は、外国人プログラム保護制限申請書を科学技術処長官に対して提出することができ(施行令§2I)、同長官が制限を加えることを決定した場合には、その制限の内容と理由さらに当該の制限を解除するための条件等をプログラム公報(保護法§21V)に公示する(施行令§2II)こととされている。

(2) 台湾

台湾では、著作権法において、「著作者」を「著作物を創作した者」と定義し (§3③)、また「著作者以外の者の名義で発行してはならない」 (§27) として仮名発行を禁止している。さらに、「著作権者」を「著作者または適法に著作権を取得した者」と定義し (§3④)、「著作物に関する権利者」を「出版者、頒布者、製版者またはその他当該の著作物に対して適法に権利を主張することのできる者」と定義している (§3⑤)。

職務著作については、「報酬を支払って他人に委嘱した著作物の著作権は、当事者間の契約に別段の定めがない場合には、その著作権は当該出資者に帰属する」 (§10) と規定している。

共同著作に関しては、数人の「合作」による著作物について各著作者が共同で著作権を享有するものとし、共同著作者が死亡した場合には相続人が承継することとし、その相続人は最後に死亡した著作者の死亡後30年間著作権を享有するものとしている (§10)。

外国人の著作物については第17条により、著作権の登録を条件として著作

権法による保護を受けられる。つまり、台湾の人民については創作時に著作権の成立を認める（§4I）が、外国人に対しては方式主義を採用している。同条は、著作権登録を申請できる著作物として二つのカテゴリーを定める。第1に、台湾で最初に発行された著作物である場合、第2に、条約またはその本国の法令もしくは慣行により台湾人の著作物がその国において同等の権利を認められる場合、である（§17I）。第2の場合について言えば、台湾は1971年の国連脱退後、多国間条約に加入していない。したがって、外国人の著作物はベルヌ条約によっても万国著作権条約によっても保護されない。しかし、イギリスおよびスペインとの間においては、スペインについては同国内で台湾人著作物に対して保護が与えられているとの立証がなされたと認め、イギリスについては同国において台湾人著作物に保護を与える旨のバッキンガム宮裁判所の命令（85年12月）が出されたことをそれぞれ理由として、両国において台湾人の著作物が保護されていると認め、85年12月に内政部が両国の国民の著作物について著作権登録を条件として台湾内でも保護を受けられると発表した⁽⁴¹⁾。

米台間では、台湾米国協会 (American Institute in Taiwan) と北米問題調整審議会 (Coordination Council for North American Affairs) との間で、1983年3月から85年10月まで知的所有権の保護に関する協議が何度か行なわれていた⁽⁴²⁾。その結果台湾は、78年にアメリカとの外交関係は中止したが、断交前に両国間で締結された友好通商航海条約（46年11月4日）がその後も有効であるとの解釈によって、同条約第9条に定める相互主義の原則に従い、米国民に対しても台湾人と同じく創作時に著作権の成立を認めることに同意した⁽⁴³⁾。そして85年10月に行政院令により、「1946年の中米友好通商航海条約によって、アメリカ人著作者にはすでに内国民待遇が認められている」ので、「アメリカ人の著作物については著作権法第17条の適用は排除されて第4条の規定が適用され、著作者は著作物の完成時に著作権を享有する。」ことが明らかにされた。

台湾と日本との間には、以上のような二国間条約は締結されていないため、

日本国民のコンピュータ・プログラムが台湾で著作権による保護を受けるには、最初の発行を台湾で行なうとともに著作権登録を行なう必要がある。

(3) シンガポール

新著作権法の第30条2項は、「文学、演劇、音楽または美術の著作物の著作者は本章により当該著作物に存在する著作権のあらゆるものについて権利を有する。」と定める。ここで「本章」とは同法第3章の「オリジナルの文学、演劇、音楽または美術の著作物における著作権」の部分を目指す。著作者はシンガポールの国民または居住者であることが適格要件とされるが、著作者自体については特に定義をおいていない。ただし訴訟においては、著作物自体またはその複製物に著作者名として表示された者は、表示が実名であれ周知の異名であれ、職務著作によらずに創作を行なった著作者と推定される (§ 131(1))。

共同著作者についても特段の定義をおいていないが、第75条に同法中の「著作者」に関する規定は、共同著作者に適用する場合には原則として共同著作者全員と読みかえて適用する旨の定めがある。そしてシンガポールの国民または居住者であること、という著作者の適格要件については、共同著作者の中で1人でもその要件を充足すればよいとされている (§ 76)。

職務著作については第30条(6)に規定される。同項によれば、音楽の著作物 (§ 30(5)) 以外の著作物であって、新聞、雑誌その他の定期刊行物への掲載を目的とする雇用契約に従って作成された著作物 (§ 30(4)) に該当しない場合の著作物については、それが著作者の役務提供契約または徒弟契約 (a contract of service or apprenticeship) に基づき業務上作成されたものであれば、特約のない限りその使用者が当該著作物の著作権者となる。

シンガポールは、多国間条約には加入していない。ただし、アメリカおよびイギリスとは新法制定後まもなく各々と二国間条約を締結したので⁽⁴⁴⁾、アメリカかイギリスで最初に発行された著作物またはいずれかの国の国民か居住者を著作者とする著作物であれば、シンガポールでも保護を受けられる。

英米に続いてはオーストラリアが二国間条約締結の見込みがあると伝えられている⁽⁴⁵⁾。また第186条の相互主義の定めにより、ある国においてシンガポールの適格者による著作物に対する保護が適切でない場合には、当該国の国民による著作物における著作権をシンガポールでは保護しないこととする規則を制定しうるものとされている。

(4) 香港

香港では1956年イギリス著作権法第4条(1)項が「著作物の著作者は本法本章(第1章「オリジナルの著作物における著作権」)に基づき当該著作物に存するあらゆる著作権を共有する。」と定めるが、著作者に関する定義は特においていない。

職務著作については、シンガポールと同様の規定により、著作者の役務提供契約または徒弟契約に基づき業務上作成された著作物の場合は、特約のない限りその使用者が当該著作物の著作権者となるものとされている(§4(4)(5))。

共同著作物については、「2人以上が協力して作成した著作物であって各自の寄与部分を他の共同著作者の寄与部分から分離できないもの」と定義し(§11(3))、同法付則第三に共同著作者の全部または一部が変名の場合の存続期間の算定などに関する細則がある。しかし、原則として著作権に関する規定が共同著作物に対しても及ぶ(§11(2))とするのみである。

外国人の著作物については、香港はイギリス領としての性質上独立した条約締結能力がないので、イギリスの条約関係によることになる。そしてイギリスはベルヌ条約と万国著作権条約の双方に加入しているので、香港もこれらの国際条約による保護を受けることができる⁽⁴⁶⁾。ただし、シンガポールと同様の相互主義の規定が同法第35条にある。

3. 権利の内容

いずれも創作主義をとる（ただし、台湾著作権法§17）。人格権については韓国が最も詳細に定めている。財産権については台湾が、(イ)使用許諾に関する明示規定がない点、(ロ)権利の存続期間が短い点（韓国が創作後50年、シンガポールは著作者死亡の翌年または公表から50年、香港は原則として著作者死亡の翌年から50年となっているのに対して、台湾は創作後30年）で目立っている。

(1) 権利の発生

① 韓国

著作権法第10条2項により、「著作権はいかなる手続または方式の履行も必要とせず、著作の完成の時から生ずる。」として無方式主義に立つことを明らかにしているが、さらに保護法第8条2項に「プログラム著作権はプログラムが創作された時から発生し、いかなる手続または方式の履行も必要としない。」と具体的に規定している。したがって、保護法第3章、施行令第3章および施行規則に登録に関する詳細な規定があるが、登録は単なる立証手段にすぎない。

② 台湾

改正前は登録主義がとられていたが、改正法では第4条1項に「別段の定めがある場合を除き……著作者は著作物の完成時に著作権を享有する。」と定め、台湾人については無方式主義をとることを明らかにした。別段の定めとしては、前述の第17条の場合がある。つまり台湾では、外国人に対しては登録主義を採用し、一定の場合に登録を権利の発生要件として著作権保護を与えている。

ただし、台湾人にとっても、著作権発生立証手段としてのほかに、著作権侵害の輸入品または輸出品の没収のため、または著作権侵害の告訴もしくは告発を行なうためには、著作権登録が必要である。

③ シンガポールおよび香港

共に明示規定はないが、登録を権利の発生要件としておらず、無方式主義をとっていると考えられる⁽⁴⁷⁾。

(2) 著作者人格権

① 韓国

韓国はアジア NIEs の中で最も明確に幅広い著作者人格権を規定している。即ち保護法は、コンピュータ・プログラムに関する著作者人格権について、公表権 (§9)、氏名表示権 (§10)、および同一性保持権 (§11) を規定する。それらの規定は、日本の著作権法の1985年改正の内容と同様の趣旨である。

第9条1項は、「プログラム著作者はそのプログラムを公表するか否かを決定する権利を有する。」として、公表権を正面から規定する。そして2項では、未公表のプログラムについて、譲渡もしくは貸与または使用許諾がなされた場合には、特約がない限り、プログラム著作者は当該プログラムの公表につき相手方に同意を与えたものとみなす、と定める。また、原プログラム著作者の同意をえて創作された二次的プログラムが公表された場合には、改作のために援用された原プログラムの部分のみが公表されたものとみなされる (§9Ⅲ)。

第10条は、プログラム著作者の、原プログラムまたはその複製物における自己の実名または変名を表示する権利を定め、また、プログラムの利用者は、著作者の別段の意思表示がない限り、その著作者の定める条件に基づいてその実名または変名を表示すべきこととしている。

第11条は、プログラムの題号、内容および形式についての著作者の同一性保持権の例外として、第1に、特定のコンピュータにおいて利用できるようにするための必要な範囲の変更、第2に、プログラムを特定のコンピュータにおいてより効果的に利用できるようにするために必要な範囲の変更、そして第3に、プログラムの性質またはその利用目的に照らし、やむを得ないと認められる範囲の変更、を規定している。

② 台湾

台湾の著作者人格権の規定は改正法第25条にある。同条は、著作権の譲受人または相続人は、著作者の同意または遺言によらずに「原著作物を改変、切除し、著作者名を変更、隠匿し、または題名を変更して発行してはならない。」と規定する。つまり、改変、切除および題名の変更を禁止することによって同一性保持権を保護し、著作者名の変更および隠匿を禁止することによって氏名表示権を保護している。これらの権利は、著作権のない著作物および著作権保護期間が経過した著作物についても保護される (§26)。

公表権に関しては、正面から規定したものではないが、第22条が「未発行著作物の原品およびその著作権は、売買目的のもの、または本人の承諾あるものを除き、強制執行の対象とすることはできない。」と定める。これは、日本の旧著作権法第17条と同様に、著作物を公表するか否かに関する著作者の意向を尊重した規定である。しかしこれ以外には、公表権に関する明示の規定はない。

③ シンガポール

シンガポールでは、第9章「著作者性の偽称」に氏名表示権と同一性保持権に関連する規定をおく。その第188条では、いかなる者も、(イ)著作物またはその複製物にその著作者以外の者が著作者であると思わせるような方法で他人の氏名(イニシアルおよびモノグラムを含む)を付さないという義務、(ロ)他人の名称を付した著作物またはその複製物を悪意で発行、販売または賃貸等はしないという義務、などの義務を著作者に対して負うものと定める。また、第189条では、著作者以外の者が当該著作者の著作物またはその複製物を改作(alter)した場合には、改作につき悪意の者は当該著作者に対して、当該著作者による改作されていない著作物として改作後の著作物またはその複製物を、発行、販売、賃貸等を行なったりはしないという義務を負う、とする。本条では、他人による改作として幅広い規定となっている。

これらの義務に反する行為であっても、当該行為がシンガポール外で行なわれた場合および著作者の明示または黙示の許可の下に行なわれた場合には、

義務違反とはならない (§ 191)。

一方、公表権に関しては台湾と同様に正面から規定した条文はないが、動産の遺贈により未公表の著作物を受けた者について、遺言およびその補足書に反対の意図が示されている場合を除き、当該著作物は遺言者がその死亡直前に当該著作物の著作権者であった場合に限り遺贈の対象となる (§ 196) との規定がある。これも公表するか否かに関する著作者の意向を尊重したものといえよう。

④ 香港

1956年法上の著作者人格権に関する規定としては、氏名表示権についての第43条(2)において、シンガポールの § 188 に規定する行為とほぼ同様の行為を、著作者の許諾を得ずに行なう場合を違法行為としている。そして § 43(2) は同一性保持権に関する § 43(3) に準用されている。即ち、他人によって改作された著作物を著作者による改作として表示することも違法としている。

(3) コンピュータ・プログラムに関する著作財産権

① 韓国

保護法第8条1項に「プログラム著作者は……プログラムを複製、改作、翻訳、頒布および発行する権利を有する。」と規定し、第2条に各行為の定義を以下のように定めている。

- ・複製：新たな創作性を加えずに、プログラムを有形物に固定して行なう、プログラムの複製。
- ・改作：原プログラムの一連の指示および命令の全部または相当部分を利用して行なう新たなプログラムの創作。
- ・頒布：原プログラムまたはその複製物の公衆への譲渡または貸与。

したがって、韓国では、プログラムの著作権者は貸与権も有している。

また、著作権者はプログラムの著作権について、他人にその全部または一部を譲渡することも(保護法 § 14)、使用許諾を与えることも (§ 161)、さらに質権を設定することも (§ 19) できる。使用許諾を受けた者は、プログラ

ム著作権者の同意がなければ、その使用する権利を第三者に対して譲渡することはできない (§ 16II)。譲渡 (相続等一般承継の場合を除く) および質権設定については、その登録が第三者に対する対抗要件とされている (§ 24)。

プログラムの共同著作権者は、他の共同著作権者の同意がなければ持分を譲渡することができないが、他の共同著作権者は信義に反して合意の成立を妨げたり、同意を拒否してはならない、とされている (§ 15II)。

② 台湾

改正法第4条2項は、著作権者が、著作物の性質により、複製、公開での口述・放送・上映・演奏・展示、編集、翻訳および貸与などの権利のほか、改作の権利を専有するものと定めている。これらの行為の権利に関する定義 (§ 3) のうち、コンピュータ・ソフトウェアに関連が深いと思われるものを以下に示す。

- ・複製権：著作物の形態を変更せずに内容を再現する権利。図形の著作物については、元の平面図または立体図から平面図または立体図に転換することは複製とみなされる。
- ・編集権：著作物を整理、改訂または構成して著作物を作成する権利。
- ・翻訳権：著作物を他の種類の文字、記号、口頭で翻訳して著作物を作成する権利。
- ・貸与権：原著作物またはその複製物を営利を目的として貸与する権利。
- ・改作権：原著作物の表現形式を変更して、それと同一の内容を新たな表現形式において利用する権利。

また第7条で著作権は譲渡可能とし、譲渡の範囲は当事者間の契約によるが、契約で不明な場合には当該著作権は譲受人が享有すると推定するものとしている。使用許諾については明示規定はないが、著作権侵害行為として第28条1項に「利用許諾を得ていない」一定の行為を定めているところから、その反対解釈として使用許諾権も認められるものと思われる。

著作権の譲渡、相続または質権設定については、登録が対抗要件とされている (§ 16)。

③ シンガポール

新法第26条(a)に、文学、演劇または音楽の著作物における著作権の内容が規定されている。シンガポールでは、コンピュータ・プログラムは前述のように文学の著作物に含まれるので、本条が適用されることになる。同条によれば著作権とは、有形の複製、未発行著作物の発行、公の上演・演奏、放送、有線放送、翻案、原著作物の翻案に対するこれらの行為、を行なう排他的権利とされる。貸与権については規定されていない。

著作権は、譲渡、遺言による処分等により動産として移転することができ、譲渡の範囲を行為別、国別または期間によって限定することも認められる (§ 194(1)(2))。ただし、著作権譲渡の範囲が全体的か部分的かを問わず、譲渡人の署名を付した書面を作成しないかぎり、当該譲渡は有効なものとならない (§ 194(3))。また、著作権について使用許諾 (licence) を与えることもできるが、ライセンスを与えた著作権者が後に当該著作権を譲渡した場合は、その譲受人に対しても当該ライセンスが原則として拘束力を有する (§ 194(4)) ものとされる。

④ 香港

1956年英国法の第1条1項では、「著作権」を著作物に関する一定の行為を自ら行ない、また他人に許諾する排他的な権利と定義し、その一定の行為とは、他人が著作権によって制限を受ける行為として定めるものをいう、としている。

そしてこれを受けて第2条5項が規定している行為は、有形物への複製、発行、公の上演・演奏、放送、有線放送、翻案 (adaptation)、および著作物の翻案に対するこれらの行為、である。ただしコンピュータ・プログラムについては、1985年改正法第1条2項で、「……あるプログラムを、あるコンピュータ言語ないしコードへ、もしくはあるコンピュータ言語ないしコードから、または異なるコンピュータ言語ないしコードへ転換したプログラムは、当該プログラムの翻案である。」と規定する。そして「有形物への複製」には、プログラムをコンピュータに記憶させることを含むとしている (改正法 § 2)。

シンガポールと同様に、著作権を譲渡、遺言による処分等により動産として移転することができ、譲渡の範囲を行為別、国別または期間によって限定することも認められる（1956年法§36）。また、譲渡には譲渡人の署名を付した書面の作成が有効要件となることも同じである（§36(3)）。貸与権については、特に規定がない。

さらに前述のように第1条1項で使用許諾を与えることも認められており、その場合にライセンスを与えた著作権者が後に当該著作権を譲渡した場合は、その譲受人に対しても当該ライセンスは拘束力を有するものとされる（§36(4)）等の点もシンガポールと同様である。

(4) 著作財産権に対する制限

① 韓 国

プログラム著作権に対して、保護法上、二種類の制限がある。

第1に、一般的な制限（§12）として、裁判に必要な場合、教育法上の教育機関における授業での利用、高等学校以下の教科書への掲載、および家庭などでの個人的目的のため、の各場合における複製または利用がある。

第2に、プログラムの利用者による複製等に関しては、プログラム複製物を正当な権限に基づいて所持し利用する者については、当該複製物の滅失、毀損または変質に備えるために必要な範囲でその複製が認められる（§13I）。つまりバックアップ・コピーが明文で認められている。ただし、プログラム複製物の所持および利用の権利を喪失した場合には、プログラム著作権者の別段の意思表示がない限り、そのバックアップ・コピーは廃棄することを要する（§13II）。

② 台 湾

改正法は、著作物に関する通常の公正使用の他に、特にコンピュータ・プログラムについて、その著作権侵害とならない行為を明示している。即ち、コンピュータ・プログラムの適法な所有者は、その使用する計算機に適合させるために必要な場合における当該プログラムの改変、または保存するため

に必要な場合における当該プログラムの複製は、当該プログラムの著作権に対する侵害とならないとされる (§ 29II)。ただし、これらは当該所有者の自己使用の場合に限定されている (§ 29II 第二文) ので、保存用複製物を他人に販売したり貸与したりすることは認められない。

③ シンガポール

新法では、著作物の利用に関して、調査・研究、批評、時事報道などの公正使用 (fair dealing, §§ 35-38) の他に、コンピュータ・プログラムのバックアップ・コピーを著作権侵害にあたらないものとしている。第39条は、コンピュータ・プログラムの複製および翻案 (adaptation) が侵害にあたらないとされるための二つの条件を定めている。第1に、その複製物が原複製物 (オリジナル・コピー) の所有者によって、またはその者のために作成されたものであること、第2に、オリジナル・コピーの紛失、毀損または使用不能の場合に当該所有者によって、またはその者のために使用する目的でのみ、その複製物が作成されたこと、である (§ 39(1))。これに対し、著作権侵害にあたるオリジナル・コピーからの複製・翻案、および当該所有者のオリジナル・コピー取得時までに当該プログラムの著作権者から与えられた明示的指示に反する複製・翻案は、違法となる (§ 39(2))。この「明示的指示」には、原複製物またはそのパッケージに印刷された明瞭に判読可能な指示も含まれる (§ 39(4)(b))。さらに、原複製物の所有者が、ある特定のコンピュータに当該プログラムを使用するために不可欠の手段として、当該オリジナル・コピーの複製もしくは翻案を行なうこと、または複製もしくは翻案を行なう許諾を与えることは認められる (§ 39(3))。

④ 香港

1985年改正法には、コンピュータ・プログラムの著作権に対する制限についての規定は特に設けられていない。したがって、公正使用についての一般的な規定によって解釈されることになる。

(5) 権利の存続期間

① 韓 国

1987年改正著作権法では、通常の著作権の存続期間を原則として創作の翌年から起算して著作者の生存間プラスその死後50年間としている（著作権法 §36 I）。しかしコンピュータ・プログラムについては、保護法により、プログラム創作後50年と短縮されている（§8 III）。

また、プログラム著作権の消滅事由として、二つの場合が規定されている（§46）。即ち、(イ)著作権者が相続人なく死亡し、または(ロ)著作権者たる法人もしくは団体が解散してその権利が民法その他の法律により国家に帰属する場合、である。

② 台 湾

著作権の存続期間は、原則として著作者の終身間（§8）および死後30年（§14 I）である。しかしコンピュータ・プログラムの著作物については、編集著作物、映画の著作物、ビデオの著作物、写真の著作物と同様に創作後30年と短縮されている。これは、法の規定により著作権が法人等に属する場合の存続期間（創作後30年）とも同じである。

また、(イ)著作権者が死亡して相続人がない場合、または(ロ)法人もしくは団体の著作権者が解散して当該著作権が法律によって地方自治体に帰属する場合には、著作権による保護期間が満了したとみなされる（§23）。

③ シンガポール

コンピュータ・プログラムを含む“literary work”は、著作者の死亡した年の翌年から起算して50年間存続する（§28(2)）。しかし、未公表著作物と無名・変名の著作物の存続期間は、その最初の公表後50年となる（§§28(3), 29(1)）。ただし、無名および変名の著作物の場合には、その公表後50年という存続期間の満了前に著作者の身元が一般に知られるようになるか、または合理的な調査によって確認できるようになれば、原則に復帰して著作者の死後50年となる（§29(2)）。

④ 香 港

著作権は、著作者の死亡した年の末から50年目の年の末まで存続するが、未公表著作物については公表した年の末から50年となる（§2(3)）。コンピュータ・プログラムについて特段の規定はない。

4. 登録制度

韓国と台湾に存在する。

(1) 韓国

韓国では、保護法および施行令のそれぞれ第3章に、コンピュータ・プログラムの登録制度について詳細に規定し、さらに施行規則で登録申請書の書式などについて定めている。

前述のように、韓国は創作主義をとっている（§8Ⅲ）ので、登録は第1にプログラムの創作年月日を推定させる（§22Ⅱ）機能を、第2に著作権の移転、質権の設定・移転・変更・消滅、または処分制限に関する対抗要件（§24）としての機能を果たす。

プログラム著作者は、創作後1年内であれば、そのプログラムについて、(イ)1名称または題号、(ロ)著作者の国籍、実名および居所、(ハ)創作年月日、ならびに(ニ)概要を登録することができる（§21Ⅰ）。著作者死亡後は、著作者の別段の意思表示がないかぎり、その遺言で指定した者または相続人が登録手続をすることができる（§21Ⅱ）。登録の際には当該プログラムの複製物（プログラムを収録したマイクロフィルム等1部）を科学技術処長官に提出することを要する（§22Ⅰ）。その際には、プログラムの内容の全部を提出しなければならないが、内容の一部のみによっても創作の事実を立証できる場合には、当該プログラムの最初、中間および最後の部分を抜粋して提出することができる（施行令§18）。提出された複製物については、その管理業務に従事する公務員および従事していた者に秘密保持義務が課されている（§23）。

登録は、科学技術処長官がプログラム登録簿に記載して行ない（§21Ⅲ）、

同長官から登録証書が交付される（施行令§16）。また同長官は、プログラム公報を発行して登録事実を公示する（§21Ⅲ, Ⅳ）。登録簿は、申請により閲覧および写本の交付を受けることができる（施行令§14）。プログラム公報は、原則として月1回以上発行される（施行令§13）。

(2) 台湾

前述のように、台湾人およびアメリカ人については創作主義がとられているので、登録は権利の発生要件ではないが、アメリカ人以外の外国人にとっては登録が権利発生要件となる（§§4I, 17Ⅱ）。また、一般に著作権の譲渡、相続および質権設定については、前述のように登録が対抗要件とされる（§16）。

コンピュータ・プログラムの登録手続は、他の著作物と同様、内政部に対して、そのソース・コードまたはオブジェクト・コード2部とプログラム要旨説明とを添えて、当該プログラムの(イ)名称、(ロ)小売価格、(ハ)著作者、出版者、印刷者および販売者、(ニ)完成された日または最初に発行された日、ならびに(ホ)刊行版数を提示することを要する（著作権法施行細則§§4, 15）。

登録が行なわれると免許が交付される（§6Ⅱ）。登録後、登録申請に虚偽の事項があったことが明らかになると、登録が取り消される（§37）。

(3) シンガポールおよび香港

いずれにおいても、登録について特段の規定はない。

5. 侵害に対する民事救済手段

差止め、損害賠償など通常の手段の他、台湾では名誉回復措置としての判決文の公告があり、シンガポールと香港では英法系の特徴としてアントン・ピラー命令が存在する点に特徴がある。

(1) 韓 国

① 権利侵害行為

すでにプログラム著作権の内容として述べたプログラム著作者の著作人人格権、ならびにプログラムの複製、改作、翻訳、発行および頒布に対する著作人および著作権者の権利のそれぞれに対する侵害の他に、「国内で頒布する目的をもって、輸入時に国内で作成したとしたならばプログラム著作権の侵害となるべきプログラムを輸入する行為は、当該プログラム著作権を侵害するものとみなす。」旨の規定がある（§26）。

② 民事救済手段

こういった侵害行為に対してプログラム著作権者が利用できる民事救済手段としては、(イ)侵害者に対する侵害停止請求および侵害するおそれのある者に対する侵害予防請求、ならびに(ロ)故意または過失によって侵害した者に対する損害賠償請求がある（§§25I, 27I）。

侵害の停止または予防の請求に際しては、侵害行為によって作成された物および侵害行為に供された器具の廃棄、またはその他侵害の予防に必要な措置をも請求することができる（§25I）。

損害賠償請求に関しては、他人が登録したプログラム著作権を侵害した者には、その侵害行為において過失があると推定される（§27II）。また損害額については、日本法（著作権法§114I, II）に類似する推定規定がある。即ち、侵害者が侵害行為によって得た利益の額は、著作権者の受けた損害の額と推定される（§27III）。この推定額による他に、著作権者は、その著作権の行使について通常得られる金額に相当する額によって損害賠償を請求することもできる（§27IV）。

共同著作プログラムに対する権利侵害については、各著作人または各著作人は、他の著作権者の同意を得ずに侵害の停止または予防の請求をすることができ、また侵害について自己の持分に対する損害の賠償を請求することができる（§28）。

(2) 台湾

① 権利侵害行為

すでに著作権の内容として述べた諸権利に対する侵害が考えられるほかに、著作権法上、著作権者の同意または利用許諾を得ずに行なわれた場合には侵害行為とみなされる行為が、比較的詳細に規定されている (§ 28)。同規定に列挙される行為の中でプログラムに関して問題となる可能性のあるものとしては、(イ)原著物の題名を用いて続編を著作すること、(ロ)他人の著作物を編集し、または注釈、索引、増補もしくは付録を加えること、(ハ)他人の著作物を複製し、公開で口述、放送、上映、演奏もしくは展示し、または貸与すること、(ニ)文字、図解、図面、録音、録画、写真またはその他の方法によって他人の著作物を改作すること、(ホ)出版者が著作権者の著作物を出版したが約定の事務処理を行なわないために著作権者に損害を与える行為、がある。

② 民事救済手段

これには、(イ)侵害排除請求および侵害予防請求 (§ 33 I)、(ロ)損害賠償請求 (§ 33 I)、(ハ)著作権侵害事件に対する判決の確定後における、侵害者の費用負担による当該判決文の一部または全部の公告 (§ 33 III)、(ニ)他人の著作権登録がある著作物を侵害する物の、販売目的での輸入または輸出に対する禁止およびその没収 (§ 36)、がある。

判決文の公告は、名誉回復のための手段である⁽⁴⁸⁾。

損害賠償については、侵害者の受けた利益と被害者が受けた損失による推定を援用することができるが、その推定ができる場合以外においては、賠償額は、侵害を受けた著作物の実際小売価格の500倍が下限とされる (§ 33 II)。小売価格がないものについては、侵害の事情を斟酌して裁判所が賠償額を定めることになっている (§ 33 II)。

著作権の共有者については、韓国におけると同様、著作権侵害に対して他の共有者の同意を待たずに訴え提起して自己の損害について賠償請求することができる (§ 34)。

(3) シンガポール

① 権利侵害行為

1987年改正法の定める主な著作権侵害行為には、(イ)著作権の内容としての行為を著作権者の許諾を得ずにシンガポール国内で自ら行ない、または行なうことを他人に許諾すること (§ 31(1))、(ロ)侵害品であることを知り、または合理的に知りうべくして、販売、賃貸、頒布等の目的でシンガポールに輸入する行為 (§ 32)、および(ハ)ある物の作成が著作権侵害に当たることを知り、または合理的に知りうべくして、その販売、賃貸等を行なう行為 (§ 33)がある。

また、著作者人格権に対する保護規定 (§§ 188, 189) の違反に対しては、刑事手続は利用できないが、民事訴訟による差止請求と損害賠償請求が可能であり (§ 192 I, II)、その損害賠償請求権は相続可能である (§ 192 III)。

② 民事救済手段

1987年法上認められているのは、(イ)差止と、(ロ)損害賠償または利益の計算 (account of profits) のいずれか、である (§ 119)。侵害行為時に侵害者が、その行為が著作権侵害に当たることを知らず、著作権侵害に気づくべき合理的な根拠も有しなかった場合には、侵害者に対して損害賠償を請求することはできない (§ 119(3))。しかし、その場合でも account of profits は認められる (§ 119(3))。

一方、損害賠償請求訴訟において、著作権侵害の存在が立証され、かつ当該の侵害行為の悪質性、被告が侵害行為から得た利益の証明、その他すべての関連事項を考慮した上で、裁判所が適当と考える場合には、追加的損害賠償が認められることがある (§ 119(4))。

さらに裁判所は、録音物と視聴覚著作物の侵害については、差止および損害賠償に加えて、録音物および視聴覚著作物の侵害複製物または侵害品製作装置を原告に引き渡すように命令することができる (§ 120(a))。条文上この引渡し命令の対象には、コンピュータ・プログラムは含まれていない。しかし、裁判所は、この引渡し命令に代えて「正当で衡平な」損害賠償の支払いを命じることもでき (§ 120(b))、これについては対象の限定はないので、

プログラムについても利用できるものと思われる。

しかし、差止命令との関連で重要であり、かつ強力な手段は、イギリスで判例法上形成された、いわゆるアントン・ピラー命令 (Anton-Piller Order) である。これはイギリス控訴院における Anton Piller KG v. Manufacturing Processors Ltd. 事件 ((1976) Ch 55) において初めて認められ、英法系の国々で用いられている。そこで、以下に述べることはシンガポールにも香港にもおおむね該当する。アントン・ピラー命令は、相手方に対して、(イ)その敷地への立ち入り検査を認めさせ、(ロ)事件に関係する資料その他の証拠の提出を要求し、かつ(ハ)情報を開示させる、という3種類の機能を有する⁽⁴⁹⁾。したがって、相手方の敷地内で侵害品や関係資料を押さえることができるので、著作権の侵害のみならず特許権や商標権など広く知的所有権の侵害事件で用いられる。アントン・ピラー命令は *ex parte* (一方的申立) によるので、通常の中間的差止命令が二当事者間で行なわれる場合もあることと比較すると、緊急措置が必要な場合にはアントン・ピラー命令の方が有利である。また、自己負罪を理由としてこの命令に従うことを拒否することはできない⁽⁵⁰⁾。それを認めると、アントン・ピラー命令の実効性が失われるからである。この命令に従わないと、通常の間接命令の場合と同様に、法廷侮辱罪に問われることになる⁽⁵¹⁾。

(4) 香 港

① 権利侵害行為

イギリス1956年法は、著作財産権については、著作権者の許諾を得ずに、(イ)著作権の内容としての行為を自ら行ない、または行なうことを他人に許諾すること (§ 1(2))、ならびに侵害品であることを知りながら(ロ)自己の個人的使用の目的以外のために、輸入すること (§ 5(1))、(ハ)販売、賃貸等を行なうこと (§ 5(3))、(ニ)取引目的での頒布を行なうこと (§ 5(4)) を侵害行為としている。

また著作人的人格権については、氏名表示権および同一性保持権に関する侵

害を違法としている (§ 43(2)(3))。

② 民事救済手段

侵害行為に対しては、損害賠償請求、差止請求および account of profits が可能である (§ 17(1))。1956年法は、“account of profits” について「利益の計算および支払い」を意味するものと定義している (§ 17(6))。

著作権侵害訴訟の出訴期限は6年とされている (Limitation Ordinance §§ 4, 5, Cap. 347 L. H. K. 1986 ed.)。

損害賠償請求と account of profits との関係 (§ 17(2))、侵害の悪質性等を理由とする裁判所の裁量による追加的損害賠償の可能性 (§ 17(3))、およびアンソンのピラー命令の可能性については、シンガポールの場合と同じである (§ 17(2))。

また § 43(2)(3)の侵害行為に対する損害賠償請求については著作者の死後20年間における侵害行為に対しても訴え提起が可能である (§ 43(5))。また、その損害賠償請求権は相続可能とされている (§ 43(9))。

6. 侵害に対する刑事制裁

侵害行為に対しては各国・地域とも罰金と懲役ないし拘禁を科しているが、犯罪行為の構成、両罰規定の有無 (韓国・台湾には明示規定がある) などに差がみられる。香港の制度は、一定の場合に侵害品の搜索・押収について令状なしの立入りを認める点で執行の強化・迅速化を重視していると思われる。

(1) 韓国

韓国では、プログラム著作権の侵害に対する罰則がコンピュータ・プログラム保護法第6章に規定されている。

第1に、(イ)プログラム著作権を公表、複製、改作、翻訳、頒布または発行の方法で侵害した者と、(ロ)国内での頒布を目的とする侵害品の輸入者に対しては、3年以下の懲役または300万ウォン以下の罰金が科される (§ 34I)。

第2に、(イ)無権限でプログラム著作者の実名もしくは変名を変更もしくは隠匿し、またはプログラムの題号を変更した者、(ロ)プログラム登録につき虚偽の申請をし、または虚偽の複製物を提出した者、および(ハ)登録のために提出されたプログラム複製物を管理する公務員等で秘密保持義務に違反した者に対しては、1年以下の懲役または100万ウォン以下の罰金が科される。

これらの行為については、両罰規定がある。法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人または個人の業務に関してこれらの違反行為を行なった場合には、行為者を罰するとともに、当該法人または個人に対してもこれらの罰金が科される (§35)。また、これらの罪に対する公訴には告訴を要する (§36)。

(2) 台湾

著作権侵害行為に対する罰則は、改正法第4章に規定される。

第1に、無断複製（ある者に代わって複製した者も同じ）に対しては6カ月以上3年以下の懲役、3万元以下の罰金の併科が可能である (§38I)。

第2に、(イ)無断複製物を販売、貸与し、または販売、貸与の意図をもって陳列、所持する者、(ロ)営利を目的として無断複製物を引き渡した者、(ハ)模造その他の方法による著作権侵害者（ある者の代わりに製作した者も同じ）、に対しては2年以下の懲役が科せられる。これには、2万元以下の罰金の併科が可能である (§§38II, 39I)。

第3に、模造品を販売、貸与し、または販売、貸与の意図をもって陳列、所持する者、および営利を目的として模造品を引き渡した者に対しては、1年以下の懲役とされ、1万元以下の罰金の併科が可能である (§39II)。また、これらの罪の常習者に対しては刑が加重される。6カ月以上5年以下の懲役が科せられる。これには、5万元の罰金の併科が可能である (§40)。

第4に、著作権の譲受人または相続人であって、無断で改変、切除、題号変更して発行した者、および無断で著作者名を変更、隠匿して発行した者に対しては、6カ月以下の懲役が科せられる。これには、5000元以下の罰金の

併科が可能である (§ 43)。ただし、同じ行為を著作権なき著作物または保護期間満了後の著作物について犯した者に対しては、1年以下の懲役が科せられる。これには、1万元以下の罰金の併科が可能である (§ 44)。

これらの処罰を受けた者については、その複製物、模造品、および犯罪行為に使用した器具等が没収される (§ 46)。また、韓国と同様の両罰規定がある (§ 48)。公有に帰した著作物に対する改変、著作者名変更等の罪を除いては、告訴を要する (§ 47)。

(3) シンガポール

1987年改正法第136条以下に関連規定がある。プログラムに関係があるものをひろってみよう。

第1に、著作権侵害に当たる複製物であることを知り、または合理的に知るべきでありながら、(イ)販売または賃貸用に作成し、(ロ)販売、賃貸等を行ない、(ハ)取引上公に展示し、(ニ)家庭内での個人的使用以外の目的で輸入し、または(ヘ)販売、賃貸、取引上の頒布等の目的で所持していた者は、各侵害品につき1万ドルまたは総額10万ドルのいずれか低額の罰金と5年以下の拘禁の一方または両方が科される (§ 136(1)(2))。私的使用との関係では、5本以上の侵害複製物を所持する者は私的使用以外の目的または販売目的で所持するものと推定される (§ 136(7))。

第2に、著作権侵害に当たる複製物であることを知り、または合理的に知るべきでありながら取引目的で頒布した者に対しては、5万ドル以下の罰金と3年以下の拘禁の一方または両方が科される (§ 136(3))。

著作権侵害行為がなされている家屋、敷地、船舶等があるとの情報が、宣誓の上で寄せられた場合には、治安判事 (Magistrate) は、令状を発して警察官に当該の場所への立入りおよび侵害品の没収を行なわせることができる (§ 138(9))。また警察官は、侵害複製物を販売もしくは販売に供し、また販売もしくは賃貸用に侵害品を所持している者を路上または公の場所において、令状なくして逮捕できる (§ 138)。

コンピュータ・プログラムとの関係で特に重要な規定は第139条である。同条は、輸入品と国産品とを問わず、侵害複製物たるコンピュータ・プログラムを国内で供給する旨の広告を、その広告方法を問わず、出した場合または出させた場合には、善意であったことと侵害品に当たると考える合理的な理由がなかったことを、その者が立証しないかぎり、2万ドル以下の罰金および2年以下の拘禁の一方または両方を科される（§139(1)）。これに関連して、コンピュータ・プログラムの送信は、それが結果的に当該プログラムの複製を作成する場合には、当該複製物が作成された場所における当該プログラムの複製物の供給とみなされるとの規定がある（§139(II)）。

(4) 香港

香港における刑事制裁は、イギリス1956年法を基礎としながらも、補助立法としての香港独自の著作権条令（73年制定）によってイギリス本国よりも罰則が強化されている点に特徴がある。72年に56年法が香港に対しても適用されるようになってまもなく、香港では人口比による侵害件数でも侵害製品の輸出量でもイギリスよりずっと著作権侵害が大きかったため同法の刑事制裁では足りない、と考えられたのである⁽⁵²⁾。

イギリス1956年法に基づく著作権侵害の罪の構成要件は、シンガポールにおける第1および第2の場合とほぼ同様であるが、侵害者がその侵害について故意であることを要する点で異なっている（56年法§21）。即ち同法の下では「(侵害品であることを) 合理的に知るべきでありながら」という場合には、著作権侵害の罪は成立しない。そして故意の立証責任は検察側にある。しかし著作権条令上は、故意のみならず過失の場合も犯罪が成立する（条令§5(1)）。著作権侵害品の「取引上または業務上の目的で」の占有 (possess) を立証すれば、被告人の側に自己の善意無過失についての立証責任が生じる。例えば一個のコンピュータ・プログラムを適法に購入した者がその業務のために当該プログラムを複数個複製して業務上使用して起訴された場合には、善意無過失の立証はできないことになる⁽⁵³⁾。そして、この場合の刑罰は最

高で侵害複製物一個につき1000香港ドルおよび1年の拘禁とされている(条令§5(1))。また侵害品作成用機器の製造および占有に対しても56年法の規定を強化しており、最高で5万香港ドルの罰金および2年の拘禁(条令§5(2))とされる。

一方、イギリス1985年改正法により、犯罪行為および捜索令状に関しては、コンピュータ・プログラムについても録音物または映画に関する規定が準用されることになった(85年法§3)ため、捜索令状に関する第21A条も準用されることになる。同条では、警察吏が宣誓の上で著作権侵害の罪がいずれかの敷地内で行なわれている旨の情報を寄せ、治安判事がそれに合理的な理由ありと判断した場合には、警察吏に対して、当該敷地(土地、建物、車両、船舶、航空機等を含む)に立ち入り、犯罪行為の証拠あると解されるときには侵害品を没収することを認める令状を発し得るものとされる。しかしこの点でも条令§6により、権限ある関税物品税局職員(Customs and Excise Department officers)は、侵害品や原板があると合理的に考えられる場合には、侵害複製物または原板の捜索・押収のために、個人住居(domestic premises)以外であればいかなる場所でも令状なしで立ち入ることができるものとして、イギリスよりも強力になっている。

さらに、取引上の虚偽または誤導的な著作者表示に対しては、取引表示条令(Trade Description Ordinance, Cap. 362 L.H.K. 1980 ed.)による刑事制裁がある。

IV 問題点および今後の課題

コンピュータ・ソフトウェアは情報産業の根幹であり、今後社会の情報化がさらに進展するにつれて、これまで以上に重要な役割を果たすことになる。本章で検討した四つのアジア新興工業地域群は、それぞれ急速に技術水準を高めている。特に韓国、台湾およびシンガポールは情報産業の育成を国

家戦略の中心に据えて総合的振興策を打ち出している。先進国が脱工業化社会に進んでいる状況で、高度工業化から情報産業化へと一気に駆け上ろうとしているともいえる。これらの国々は、コンピュータ・ソフトウェアというまだ若い技術分野で、しかもアメリカの IBM や日本の富士通など世界的な巨大企業が技術力、経済力の点で先行者として優位に立っている状況の中で、情報産業立国をめざそうとしているのである。そのためには、投資優遇措置、研究開発援助、技術者養成計画といった経済的措置や社会訓練措置のみならず、情報産業の成長を支える基盤としての法整備が不可欠となる。

一方、香港は1997年の中国への返還を控えたイギリス直轄領という性質のために他の地域とは状況が違う。他の3カ国・地域のように独自の大規模な産業振興政策をとるということは考えにくいからである。しかし、海賊版のはびこる地域というイメージがあっては世界貿易における海空の中継地としての信頼性をそこないかねない。そのためにイギリス本国よりも罰則を強化した著作権条令を定める必要があると考えられたのではないかと思われる。

このように背景事情が異なるとはいえ、いずれの国・地域でもソフトウェア保護法制の整備は、それぞれの内的必要性によってもたらされたものと考えられる。もちろん、すでに述べたようにアメリカの政治的圧力がその動きに拍車をかけたことは否定できないが、アジア NIEs は技術力の集積から、いずれは各々がさらに大きく発展するためにソフトウェア保護法制を必要とするようになっていたであろう。技術の発展は、さらなる発展を確保するために当該技術分野に対する法的保護制度を必要とするようになるからである。

ソフトウェア保護法制の内容としては、台湾が保護期間を創作後30年と短くしている以外は、おおむねベルヌ条約の規定に沿ったものとなっているといえよう。しかし、保護対象としてのコンピュータ・プログラムの範囲（例えばマイクロ・コードは含まれるか）、インターフェイスの扱い、リバース・エンジニアリングの可否、などコンピュータ・ソフトウェア特有の問題については先進国同様明示規定がない。この点は今後の判例の集積を待つ必要があるだろう。

以上検討してきたように、アジア NIEs 各国・地域はそれぞれコンピュータ・ソフトウェアに対する保護法制をかなり整備してきた。しかし、今後ますます重要となると思われる国際的な相互技術移転や国際的分業の進展を考えれば、保護法制の国際的調和をはかる必要があり、そのためには国内的な法整備のみならず国際的な法的枠組みへの参加が望ましい。ただし、香港と台湾はそれぞれ独自の問題をかかえている。香港は、高度の自治機能と大きな経済力を有するとはいえ、現在は1997年の中国への返還を控えたイギリス植民地の地位にあり、台湾は中国との関係で国際外交の舞台からは外された状態にあるからである。しかし香港は、返還後50年は特別行政地域として香港基本法の下に資本主義の存続を認められている。とすれば、返還後は何らかの形で香港の国際条約加入を考えることもできるのではないだろうか。また台湾についても、その経済力は最近ますます無視できないものとなりつつあり、何らかの方法によって台湾をもソフトウェア保護の国際的ネットワークに加える必要があると思われる。ごく少数の国との間の二国間協定では、保護の十分な国際的調和ははかれない。その意味で、香港や台湾のような独特の問題をもっていないシンガポールは、なおさら国際条約への加入が望まれる。また、韓国は万国著作権条約には加入しているが、ベルヌ条約には未加盟である点が今後の課題となろう。

他方、アジア NIEs におけるソフトウェア保護法の中で興味深いのは、韓国法である。韓国のコンピュータ・プログラム保護法は、著作権法に根拠をおくものでありながら、産業の振興をめざし（保護法§§1, 33）、18条において「プログラム著作権者は、すでに発行して流通させているプログラムに対して善意の最終プログラム使用者からプログラムを使用するための提供要請を受けた場合には、正当な事由がない限り、これに協調しなければならない。」として流通促進の趣旨を明確にするなど、コンピュータ・プログラムを産業的な産物として扱う視点をみせており、その点で従来の著作権法による保護とは多少色彩が違っているからである。

このようにして、アジア NIEs においてもソフトウェア保護法制が各国・

地域において整備され、その内容も国際的にかなり水準の高いものとなっている。これは、技術発展が法制度の整備を促し、法制度の発展によって技術の発展がさらに進むという、技術と法との密接な相互関係の一例を示している。今後は、その整備された法制の効果的な運用と判例・実務の集積によって、また国際条約への加入によって、さらにコンピュータ・ソフトウェア保護の国際的調和が進むことが期待される。

注(1) 文献(2), 1977年12月, p. 259.

(2) 同上。

(3) “Model Provisions on the Protection of Computer Software”, 文献(2), 1977年12月, p. 265以下。

(4) 現在では基本ソフト(OS)の開発費は1000億円を超えるという。(「知的所有権ウォーズ」, 『日本経済新聞』1988年12月18日朝刊)

(5) Correa, C.M., “Computer Software Protection in Developing Countries: A Normative Outlook,” 文献(4), 第22巻第1号, 1988年2月, p. 24.

(6) 例えば韓国では、日本の「コンピュータ・プログラムに関する発明についての審査基準」および「マイクロコンピュータ応用技術に関する発明についての運用指針」ならびにアメリカの MFEP を参考にして、1984年11月1日に、コンピュータ関連発明の審査基準を定めており、そこでコンピュータ・プログラムを含むソフトウェアに関する発明が成立する可能性を認めている。

(7) “Group of Experts on the Copyright Aspects of the Protection of Computer Software,” *Copyright*, April 1985, p. 147.

(8) 文献(4), p. 23.

(9) この観点でまとめられた報告書として、次のものがある。

“The Effects of Foreign Product Counterfeiting on U. S. Industry — Final Report on Investigation No. 32-158 under Section 332 (b) of the Tarrif Act of 1930,” USITC Publication 1479, January 1984.

“Report to Selected Congressional Subcommittees — International Trade — Strengthening Worldwide Protection of Intellectual Property Rights,” U.S. General Accounting Office, April 1987.

“Foreign Protection of Intellectual Property Rights and the Effect on U.S. Industry and Trade — Report to the United States Trade Representative, Investigation No. 332-245, under Section 332 (g) of the Tariff Act of 1930,” USITC Publication 2065, February 1988.

“1989 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers”
USITC, April 1989.

ただし、法制等につき誤解や理解不足が見られる場合があり、これらの報告書の数字をうのみにすることはできないと思われる。

- (10) 文献(1), 1988年11月25日, p. 35.
- (11) U.S. Congress, Office of Technology Assessment, *Intellectual Property Rights in an Age of Electronics and Information* (OTA-CIT-302), 1986, p.246, n. 102.
- (12) *Ibid.* p. 246.
- (13) 文献(12), p. 567.
- (14) 文献(12), p. 569.
- (15) 同上。
- (16) 文献(12), p. 570.
- (17) 涂照彦『NICS — 工業化アジアを読む』, 講談社, 1988年, 223ページ。
- (18) 文献(14), p. 3.
- (19) 文献(14), p. 54.
- (20) コンピュータ庁につき “Science & Technology Organizations in Singapore,” *Science Council Singapore*, August 1988 参照。
- (21) 文献(16), p. 4.
- (22) NCB, Singapore — the Information Technology Center.
- (23) 文献(16), p. 19.
- (24) 『日本経済新聞』1989年1月28日朝刊。
- (25) Kindermann, M., “The International Copyright of Computer Software — History, Status and Developments,” 文献(3), April 1988, p. 226.
- (26) Silk, M. A., “Legal Efforts of the United States and the Republic of China on Taiwan at Controlling the Transnational Flow of Commercial Counterfeit Goods,” 文献(9), Vol. 5, 1985, p.114.
- (27) 文献(13), p. 64.
- (28) Chen, H.G.; B.C. Lin, “Apple Computer Inc. v. Local Computer Companies,” 文献(8), Nov.—Dec. 1985, p. 7.
- (29) 最高裁判所刑事判決1985年台上字第2963号。
- (30) the Copyright Act (Commencement) Notification, 1987, S. 108.
- (31) 文献(8), p. 10.
- (32) Copyright (Computer Software) (Extention to Territories) Order 1987, S.I. No. 2200 of 1987.
- (33) the Copyright Act 1956 of the United Kingdom は, the Copyright (Hong Kong) Order 1972 (S.I. No. 1724 of 1972) によって1972年12月12日から香港に

も適用されるようになった。

- 34) Kindermann, M., "The International Copyright of Computer Software — History, Status and Developments," *Copyright*, April 1988, p. 212.
文献(17) § 2 [4] [d]。
- 35) 『平凡社百科年鑑』, 1987年, 518ページ。
- 36) 文献(1), 1989年1月6日, p. 13.
- 37) 1989年11月10日, 著作権法学会における Mr. Jared Margolis の講演。
- 38) 1988年11月15日制定。制定の2カ月後施行の少数の規定を除き, 1989年3月から4月に施行される予定。Millard, C. J., "Software Protection in the United Kingdom: The Copyright, Designs & Patents Act 1988," *Software Protection*, Nov.—Dec. 1988, p.2.
- 39) 文献(6), 1988年6月, p. 13.
- 40) 同上, p. 13.
- 41) 文献(8), 1985年11・12月, p. 17.
- 42) Lin, R. L., "Protection of Intellectual Property in the Republic of China," 文献(9), Vol. 5, 1985, p. 114.
- 43) 文献(9), 第6巻, 1986-87年, p. 1270.
- 44) 文献(1), 1989年1月6日, p. 9.
- 45) 同上, p. 11.
- 46) the Copyright (International Conventions) Order 1979 (S. I. No. 1715 of 1979).
- 47) 文献(7), p. 10.
- 48) 文献(13), p. 72.
- 49) 文献(10), 1984年, p. 306.
- 50) イギリスの1981年最高裁判所法 § 72。
- 51) 文献(6), 1988年5月, pp. 3～4. Contempt of court については, シンガポール70年最高法院法第8条, 70-87年香港最高法院条令第50条に規定されている。
- 52) 文献(17), § 8 [b] [ii]。
- 53) 同上。

<参照法令>

[韓国]

- (1) 著作権法; 1987年7月1日施行
- (2) コンピュータ・プログラム保護法; 1987年7月1日施行
- (3) コンピュータ・プログラム保護法施行令; 1987年7月24日施行
- (4) コンピュータ・プログラム保護法施行規則; 1987年8月25日施行

〔台湾〕

- (1) 著作権法；1985年7月12日施行
- (2) 著作権法施行細則；1986年6月16日施行

〔シンガポール〕

著作権法；1987年4月10日施行

〔香港〕

- (1) 1956年イギリス著作権法 (1956 c. 74)；1956年11月5日
- (2) 1972年著作権 (香港) 令 (S.I. No. 1724 of 1972)
- (3) 1973年香港著作権条令 (Cap. 39, L.H.K. 1984 ed.；1973年3月2日)
- (4) 1985年イギリス著作権法 (コンピュータ・ソフトウェア) 改正法 (1985 c. 78)；1985年7月16日
- (5) 1987年著作権 (コンピュータ・ソフトウェア) (諸領地への適用拡大) 令 (S.I. No. 2200 of 1987)；これによって(4)が1988年2月1日から香港にも適用されるようになった。

<参考文献>

- (1) IP ASIA.
- (2) WIPO, *Industrial Property*.
- (3) WIPO, *Copyright*.
- (4) *Journal of World Trade*.
- (5) Law & Technology Press, *Software Protection*.
- (6) Baker & Mckenzie, *Taking Anti-counterfeiting Action in South-Korea*.
- (7) Baker & Mckenzie, *Hong Kong — an Anti-counterfeiting Guide*.
- (8) *TIPLO Review*.
- (9) *Chinese Yearbook of International Law and Affairs*.
- (10) Pendleton, M.D., *The Law of Intellectual and Industrial Property in Hong Kong*.
- (11) 中央国際法律特許事務所, 韓国工業所有権年報。
- (12) 全国経済人連合会『韓国経済年鑑 '89』。
- (13) 交流協会『台湾の知的所有権法』(1988年4月)。
- (14) Institute for Information Industry, *Information Industry Yearbook, Taiwan*, R.O.C. (1988年版)。
- (15) National Computer Board, Singapore, *Singapore Computer Industry Survey*, October 1983.
- (16) National Computer Board, Singapore, *NCB Year Book FY1987/88*.
- (17) J. Margolis, Hong Kong, M. B. Nimmer & P. E. Geller ed., *International Copyright Law and Practice*.